

○田村市通所型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成31年2月1日告示第14号

田村市通所型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、通所型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。
- (2) 指定通所型サービスA 田村市指定訪問型サービス事業所及び指定通所型サービス事業所の指定等に関する要綱（平成28年田村市告示第29号）に基づき、市長から通所型サービスAの指定を受けたものをいう。
- (3) 事業対象者 法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（基本チェックリスト）の記入内容が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当したものをいう。

(費用の算定)

第3条 通所型サービスAに要する費用の額は、別表「指定通所型サービスA支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定通所型サービスAに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定通所型サービスAに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定通所型サービスA費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定通所型サービスAに要した費用の額（その額が当該指定通所型サービスAに要した費用の額を超えるときは、

当該指定通所型サービスAに要した費用の額とする。)の100分の90に該当する額とする。

- 2 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける通所型サービスA費の額は、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける通所型サービスA費の額は、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、指定通所型サービスA費の額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

指定通所型サービスA支給費単位数表

通所型サービスA(1回につき、2時間以上)

通所型サービスA費 1月 1,400単位

注1 利用者に対して、指定通所型サービスA事業所の従事者(田村市通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成31年田村市告示第13号)第4条第2項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、通所型サービスAを行った場合に、所定の単位数を算定する。

注2 利用者が一の指定通所型サービスA事業所において指定通所型サービスAを受けている期間は、当該指定通所型サービスA事業所以外の指定通所型サービスA費又は指定通所型サービス費を併用できない。

注3 利用回数は、週1回を限度とする。